

第65回全国労働衛生週間を迎えるにあたって

働きやすい快適な職場環境の実現を

愛知労働局長

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年度第65回を迎えます。

本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じた労働者の健康の保持増進と快適な職場環境の形成に大きな役割を果たしてきたところです。

今年の全国労働衛生週間は、「みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理」

をスローガンとして10月1日から7日まで全国で展開されます。

愛知県における業務上

疾病の発生は減少傾向を示し、昨年は322人と前年と比べ28人の減少となりました。その要因は災害性の腰痛が減少したことですが、依然として業務上疾病の7割を占めており、引き続き腰痛防止対策の必要性が高いことは明らかです。

一方、愛知県における定期健康診断の有所見率は、昨年50・1%と前年に比較して0・2ポイント上昇しました。約半数の労働者が何らかの所見を有しており、特に脳・心臓疾患につながる血中脂質等の有所見率が高いことなど、健康リスクが存在しています。労働者の健康保持増進の観点か

らも、事業場においては有所見となった労働者に対しての保健指導や事後措置を適切に実施し管理していくことや、労働者においては自発的に生活習慣の改善を図るなど健康管理に自主的に関わるような職場の環境整備や健康教育を行っていくことが必要です。

近年、印刷事業場において化学物質を使用していた労働者に胆管がんが発生していた事案が判明して社会的に問題となりましたが、愛知労働局管内においても労災認定された事案が発生しています。このような化学物質による健康障害等の防止のため、化学物質を取り扱うすべての事業場において化学物質管理に關し、特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の関係法令を確実に遵守していただくとともに、化学物質による健康障害防止指針に基づく該当物質への対策を講じていく必要があります。さらに、化学物質に関する安全データシート（SDS）等を通じて得た危険有害性等の情報に基づくリスクアセスメントの確実な実施など、事業場において自律的で自主的な化学物質管理の徹底を図っていただくことも重要と考えています。

また、全国の自殺者は、平成24年より3万人を下回りましたが引き続き2300人を超える人たちが、原因・動機の一つとして「勤務問題」を上げています。各種統計を見ても、メンタルヘルス不調を理由に休業する労働者が増加傾向にあり、精神障害等による労災申請件数が増加しています。引き続き職場におけるメンタルヘルス対策の取り組みを一層促進していくことが必要であり重要となっています。

さて、愛知労働局では平成25年度から平成29年度までを計画期間とした「第12次労働災害防止推進計画」を策定し、その推進を図っています。労働衛生関係での重点としては、化学物質等対策、過重労働対策、メンタルヘルス対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策を掲げており、前述した問題点を踏まえ、各対策に局署一体となつて行政展開を図っています。各事業場におかれましても積極的な取り組みをお願いします。

さらに、先般、労働安全衛生法が一部改正され、「化学物質についてのリスクアセスメントの実施」、「ストレスチェックの実

施など事業者が行うべき措置」、「受動喫煙防止措置」などが新たに義務化されました。この改正は平成26年度中から平成28年6月までの間に順次施行されることとされています。これら改正内容に係る取り組みもお願いします。

最後に、労働衛生管理

活動を的確に推進していただき健康確保の諸対策を確実に図るには、経営トップの強い決意とリーダーシップのもと、衛生管理者、産業医、衛生委員会等の労働衛生管理体制を確立して計画的に活動を行い労働衛生管理水準を着実にレベルアップしていかねばなりません。

全国労働衛生週間を機に、経営トップ、産業保健スタッフ、管理監督者、労働者等がそれぞれの役割と責任を再認識していただき、組織的かつ積極的な取り組みにより、労働者の心と体の健康が確保され、働きやすい快適な職場環境が実現されるよう祈念します。

◇「平成26年度全国労働衛生週間実施要綱」は、厚生労働省ホームページに掲載されていますのでご参照下さい。



第65回全国労働衛生週間スローガン

みんなが進める職場の改善
心とからだの健康管理

会員事業場限定無料

メンタルヘルス相談室

当協会では、産業カウンセラーや特定社会保険労務士資格を持った専門相談員が、メンタル不調者発生時の対応策、関係規定の作成・整備等の適切な労務管理の実施に向け、相談を無料で行っています。

ぜひご利用下さい。



相談員 新美智美
(産業カウンセラー・特定社会保険労務士)

相談日 毎週火・木曜日
8:30~17:30
場所 当協会1階相談室

お問い合わせ・お申し込み先
企業の労働110番
☎ 052-961-7110

※本誌16ページ、当協会ホームページも併せてご覧下さい